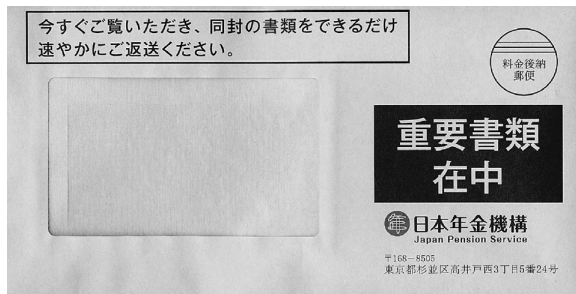


「扶養親族等申告書」が入っているのは横長の茶封筒で、A4判の3分の1程度の大きさ。青地に「重要書類在中」と書いてあります



申告書は左のような横長の茶封筒に入っています。申告書そのものはA4判1枚で、表裏の両面に記入欄があります。名称は「扶養親族等申告書」となっていますが、扶養家族がない単身者も返送しないと所得税が過大に天引きされるため、返送してください。新しい申告書には前回の申告内容が印刷されています。(印刷されていないときは、次の項目「変更あり」から読んでください)

お役立ち 報

返送しないと所得税が過大にかかり、年金額が減らされてしまう「扶養親族等申告書」。その2019年分の送付が18日から始まります。対象は一定額以上の老齢年金を受給する約800万人。2月に起きた約139万人の年金過少支給問題を受け、申告書の形式は昨年より大きく変わりました。新しい申告書の書き方のポイントは「1」。

これが来たら必ず提出



過少支給の原因改善させた

全日本年金者組合委員長 金子民夫さん

2月に起きた約139万人の年金過少支給問題で、全日本年金者組合は、加藤勝信・厚生労働相と水島藤一郎・日本年金機構理事長に抗議文を送りました。その中で、直ちに正しい税額を算出して差額を支払うよう要請しました。厚生労働省は文書で回答し、異例の「お詫(わ)び」を表明しました。

新しい申告書は記載事項が簡略化され、マイナンバーがなくても受理するのと明記するなど、年金者組合の要望が反映されています。引き続き、さまざまな作業が問題になった年金業務の外部委託の抜本的見直しなどを求めています。

変更なしなら書き方は簡単 年金新申告書

変更なしなら書き方は簡単

坂本健吾記者

前回から「変更なし」の人
申告書の表面の左上に「ア」と「イ」の選択肢があります。この「ア」の部分に○をします。後は提出年月日と氏名を書き、ハンコを押すだけです。同封の返信用封筒に切手を貼って出します。年金事務所でも受け付けています。

前回から「変更あり」の人
表面、左上の「イ」に○をします。受給者本人に変更がある場合「A 受給者」の欄を見てください。「普通障害」「特別障害」に当てはまるときは、該当箇所に○をつけ、裏面の「D 摘要欄」に氏名、障害者手帳名、等級、交付日などを書きます。「寡婦」「特別寡婦」「寡夫」に当てはまる場合は、該当箇所に○をつけ、裏面の「D 摘要欄」に氏名、障害者手帳名、等級、交付日などを書きます。「同居」「別居」に○をつけた場合や同居者の住所が変わっている場合、裏面の「D 摘要欄」に氏名、住所を書きます。印刷された前回の申告内容で、違うところは「1」

出さないと所得税が過大天引き

間違えやすいのがB 108万円以下なら○をします。それ以外の人は「所得」を書きます。「所得」は「収入」とは違います。次のように計算します。配偶者の収入が年金の場合、65歳以上で「支払金額」158万円超〜330万円未満なら、120万円を引いた残りが所得です。64歳以下で「支払金額」108万円超〜130万円未満なら、70万円を引いた残りが所得です。配偶者の収入が給与の場合、「給与所得の源泉徴収票」を見てください。そこに書いてある「給与所得控除後の金額」が所得です。

扶養親族等申告書 お問い合わせダイヤル

☎0570 (081) 240
年金機構が20日開設
または近くの年金事務所へ
問い合わせてください

マイナンバー
なしでも受理

申告書にはマイナンバーを書く欄がありません。しかし、申告書の裏面に「個人番号(マイナンバー)」の記入がない場合でも、記入がないことのみをもって申告書を受理しないこととありません」と明記しています。